

慢性疾患や合併症のある障害を抱える乳幼児の保育における保健職の役割

小林 美由紀

<研究の目的>

1947年、学校教育法が制定され、障害児を含むすべての学齢児が就学できるようになったが、養護学校に幼稚部が設置されず、また、児童福祉法に基づく保育所の入所基準においても障害児は「保育に欠ける」対象から除外されていた。幼稚園における障害児保育が受け入れられるようになったのは、1972年に「特殊教育諸学校幼稚部学級設置10年計画」が策定されてからである。保育所における障害児保育も拡大されてきたが、医療的配慮が必要な乳幼児の統合保育は、集団保育が難しいということで、未だ十分にはされてなく、発達支援も病院や一部の障害児通園施設に任せられ、時間的にも、場所的にも、多くは家庭に委ねられている。特別支援教育では、病弱児を含め、全ての児童が教育の対象となっていることとは対照的で、全ての乳幼児の発達支援の観点からもこの問題への研究を深める必要がある。そこで、慢性疾患や合併症のある障害を抱える医療的配慮が必要な乳幼児の保育を行っている現場の実態調査を行って、課題と展望を明らかにしたい。

<研究の方法>

わが国における慢性疾患や合併症のある障害を抱え医療的ケアが必要な乳幼児の統合保育の歴史について資料よりまとめ、東京都の保育所の医療的ケアを行っている施設数を調査し、実際に医療的ケアを行っている保健職に半構造化面接を行い、保育における保健職の役割について、課題と展望を考察する。

<研究の成果>

1) わが国における慢性疾患や合併症のある障害を抱える乳幼児の統合保育の歴史

1947年に児童福祉法が公布され、保育所は保護者が勤労や疾病などの理由で保育に欠ける乳幼児を入所させて保育する児童福祉施設として制度化した。ここでの対象乳幼児は心身に障害の有無は特に規定されてなく、保育所は一般乳幼児を対象にした施設として見られていた。しかし多様化する保育需要に対して、1974年、「障害児保育事業実施要綱」で、保育に欠ける心身障害を有する幼児を保育所に入所させ、一般の幼児とともに集団保育することとなった。この障害児保育事業の対象は、4歳以上の幼児で、障害の程度が軽く、集団生活が可能で日々通所できるものとされた。

1998年「障害児保育対策事業実施要綱」で、障害児を受入れている保育所に対し、保育士の加配や必要となる設備等に助成することにより、実施保育所の拡大を図ることとなったが、事業の対象は、保育所に毎日通所可能な集団保育が可能な障害児となっており、入所できる障害児は限りがあるままとされている。

2) 慢性疾患や合併症のある障害を抱える医療的ケアが必要な乳幼児の保育を行っている保育所

保育所で行う医療的ケアとは、家族が日常行う経管栄養、胃瘻、腸瘻、吸引、導尿、酸素吸入、気管切開の管理、薬液吸入、経鼻エアウェイの管理、人工肛門など、保育所で実施可能な医療的行為である。2015年東京都23区内認可保育所で、医療的ケアが必要な幼児の入所を受入れている区は4区あり、8施設8名が入所していた。医療的ケアは、血糖値の測定1、導尿2、経管栄養1、胃瘻2、痰の吸引2施設で、保健職がいても、実際には医療的ケアを保護者が出向き行っている施設は6施設で、保育所の保健職が行っているの

は、吸引の2施設のみであった。他の19区は医療的ケアの必要な幼児を受入れる体制ができていないので入所はできない。

実際にどの位の入所希望があるかは、行政側が発表していないので現状を把握することはできないが、平成26年度特別支援学校の医療的ケアが必要な児童生徒数は、東京都は666名となっている。このことから、保育所に入所を希望する医療的ケアの必要な幼児に対しての受容は十分に出来ていない状況であることが推測される。

3) 慢性疾患や合併症のある障害を抱える乳幼児 の保育を行っている保健職との半構造化面接 調査

東京都内3施設認可保育所にて、医療的ケアを保健職が実際に行っている3名に半構造化面接調査を行った。いずれも、常勤で、保育士定数外配置の看護師で、回答は任意で、個人が特定される情報を公表しないことを伝えて行った。質問内容は、具体的な医療的ケアと不安とやりがいについてであった。

保健職が行っている医療的ケアは、痰の吸引と導尿で、3名とも処置に対する不安はないが、保育所に常になければならないという、拘束されているような精神的な負担感があった。保健職として1名はやりがいを感じていたが、2名は保護者対応や医療機関との連携で課題を抱いていた。

今回の調査では、3名と少ないことから引き続き、調査していく必要があると考える。

今後更に保育所に入所を希望する医療的ケアの必要な子どもに対応するため、保健職の適正配置や医療機関との連携について、検討していきたい。